

答申

平成30年8月30日付けで諮問された「平成30年（2018）6月19日付け（自振第89-1号）公文書部分公開決定通知書」による処分に対する審査請求の件（総務第401号）について、次のとおり答申します。

第1 答申

1 審査会の結論

本件審査請求については、理由がなく、棄却されるべきである。

2 事実

- (1) 審査請求人は、平成28年4月5日付けで実施機関に対し、出雲市情報公開条例（平成17年出雲市条例第4号。以下「条例」という。）第9条の規定により、「鶉鷺コミュニティセンターおよび鷺コミュニティセンター運営委員会についての情報。運営委員会議事録、収支予算書など運営費関連書類。活動支援金など支援金の支給に係る判断理由、支援先の情報（会則・会員・活動目的など）、支援開始時からの収支報告書と活動報告書。施設や設備などの貸借関係書類（賃貸契約書や報告書など）。センター長および職員の人事（募集や採用手段、方法など）に係る情報」。について開示を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、平成30年6月19日、本件公開請求に関して公文書部分公開決定を行い、同日付「公文書部分公開決定通知書」を送付した。同決定において、実施機関は、平成23年度から29年度までの団体育成費に係る鶉鷺コミュニティセンターに提出された各団体の領収書（以下「本件領収書」という。）を公開したが、領収書等に押印した個人の印鑑の印影について非公開とした。
- (3) 実施機関は、平成30年7月24日、上記公文書部分公開決定に基づき、審査請求人に対し公文書の閲覧の手続きを実施した。その際、審査請求人が本件領収書の写しの交付を求めたため、実施機関は審査請求人と協議

し、同月27日に写しの交付を行うこととした。

- (4) その後、実施機関があらためて本件領収書の内容を確認したところ、個人の氏名が記載されていることに気づき、個人の氏名については条例第6条第1項に該当すると判断したため、当該部分については非公開とすることとし、個人の氏名を黒塗りした。
- (5) 実施機関は、平成30年7月27日、本件領収書の個人の氏名を黒塗りした写し（以下「7月27日写し」という。）を交付した。
- (6) 審査請求人は、平成30年8月2日、実施機関に対し「平成30年（2018）6月19日付け（自振第89-1）公文書部分公開決定通知書」による処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。
- (7) その後、実施機関が再度検討を行った結果、7月27日写しのうち、個人事業主の氏名については公開することが妥当であるとして、平成30年8月23日付け「平成28年4月5日付け情報公開に係る公開公文書の訂正及び交付した写しの差し替えについて（訂正とお詫び）」と題する書面とともに、審査請求人に対し、実施機関が個人事業主の氏名と判断した氏名については黒塗りしない写し（以下「8月23日写し」という。）を送付し、7月27日写しとの差し替えを依頼した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「平成30年（2018）6月19日付け自振第89-1号公文書部分公開決定通知書により公開した公文書（団体育成費についての領収書）の氏名を黒塗りしていないものの公開」とされている。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び平成30年9月3日付け反論書において、概略以下のような主張をしている。

ア 実施機関は、審査請求人に対し本件決定通知書に基づき、本件領収書を個人の氏名を黒塗りしていない状態で既に関覧させたにも関わらず、その写しの交付を拒否している。実施機関が、公開決定をしてから既に公開した公文書

の閲覧及びその写しの交付を拒否するのは条例違反である。

- イ 本件領収書のうち、「〇〇〇〇〇」及び「●●●●●」宛ての領収書において個人の氏名として黒塗りされている部分は、審査請求人が平成30年7月24日に閲覧した限り、当該個人が団体の活動について個人の氏名で発行したものであると認められる。それは実質的にみれば、「法人その他の団体に関する情報」（条例第6条第2号）に該当し、公開することによって当該団体の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するとは認められないので、公開すべきである。
- ウ 販売店の従業員の氏名については、販売店が慣行として氏名を公開しており、条例第6条第1号ただし書アに該当するので公開すべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、審査会に対し概略以下のような主張をしている。

本件領収書のうち、非公開としている氏名は「個人事業主でない氏名」及び「販売店の従業員の氏名又は氏」であり、これらは条例第6条第1号に該当する。

5 審査会の判断

(1) 総論（争点の整理）

審査請求人は、本件領収書の氏名を黒塗りしていないものの公開を求めているところ、本件においては7月27日写しを交付した後、個人事業主の氏名と実施機関が判断したものについては、8月23日写しにおいて黒塗りせず交付している。そこで8月23日写しにおいて黒塗りにされている氏名が、条例第6条各号の非公開情報に該当するか否か判断できれば、審査請求の当否については判断できる。

そして、8月23日写しにおいて本件領収書のうち非公開とされた氏名のうち審査請求人が問題としているものは、①「〇〇〇〇〇」及び「●●●●●」宛ての領収書（以下「△△△宛て領収書」という。）の領収者の氏名、②販売者の氏名である。

そこで、それぞれが条例各号の非公開情報に該当するか検討する。

(2) 検討

ア ①△△△宛て領収書について

△△△宛ての領収書について、黒塗りされ非公開とされているのは、領収者の氏名（個人名）であるところ、審査請求人は当該個人が団体の活動について個人の氏名で発行したものであり、その氏名の情報は法人に関する情報（条例第6条第2号）に該当すると主張する。

当該氏名の記載が、個人に関する情報にあたるか法人に関する情報にあたるかは、その記載自体から判断するしかないところ、ただし書の内容から判断するに、△△△の会員が△△△の会員として他の施設等に出かけた際の交通費について、△△△が団体として支給したものと推測される。とすれば、△△△の会員個人がその交通費を領収した行為は、△△△という団体の行為とは別個の個人の行為であると言わざるを得ない。すなわち、他の施設に出かけた行為自体は、審査請求人の主張するように団体の活動であるかもしれないが、交通費の領収については、あくまで個人の行為であると認められる。

したがって、本件領収書のうち△△△宛て領収書の領収者の氏名は、条例第6条第1号に該当し、非公開とするのが妥当である。

イ ②販売者の氏名について

社会通念に照らして判断すると、勤務先は他人に知られたくないと思うことが通常であると認められることから、販売者の氏名については個人に関する情報として条例第6条第1号に該当する。そして、領収書という性質上、通常交付する相手方のみに対して取扱担当者として氏名を表示しているに過ぎず、これを広く一般の第三者に対して公開することまで容認しているとまでは認めることはできず、「公にしている」と評価することはできない。したがって、条例第6条第1号ただし書アには該当しない。

よって、販売者の氏名は、条例第6条第1号に該当し、非公開とするのが妥当である。

ウ なお、本件においては、審査請求人は、8月23日写しにおいて黒塗りされている氏名は、平成30年7月24日に審査請求人が閲覧済みである。そのためこれらの情報について保護すべき個人のプライバシーは存在せず、非公開とする理由はないと主張している。しかし、前述のとおり、これらの情報は本来非公

開とすべき情報であったにも関わらず、実施機関が誤って公開したものである。非公開とすべき情報は、それが誤って公開されたことにより、開示すべき情報へとその性質・内容が変化することはあり得ず、したがって、いったん審査請求人に対して誤って公開した情報を非公開としたことに違法はなく、かえってすでに公開してしまったことを理由に開示すれば違法な行為を繰り返す結果になると言わなければならない。

(3) 審査会の結論

よって、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年8月30日	実施機関から出雲市情報公開審査会に諮問
令和2年 8月 6日 (第1回審査会)	実施機関への意見聴取・審議
令和2年 9月10日 (第2回審査会)	審議
令和2年11月 6日 (第3回審査会)	審議
令和2年12月15日 (第4回審査会)	審議
令和3年 2月 8日 (第5回審査会)	審議
令和3年 3月11日 (第6回審査会)	審議
令和3年 5月17日 (第7回審査会)	審議
令和3年 6月 9日 (第8回審査会)	審議
令和3年 7月 6日 (第9回審査会)	審議
令和3年 8月 5日 (第10回審査会)	審議
令和3年 9月29日 (第11回審査会)	審議
令和3年10月25日 (第12回審査会)	審議
令和3年12月24日 (第13回審査会)	審議
令和4年 1月21日 (第14回審査会)	審議
令和4年 3月 4日	出雲市情報公開審査会から答申

(出雲市情報公開審査会委員名)

令和2年度：板垣正和、大國暢子、多久和淑子、中井洋輔、原量範、山本樹

令和3年度：板垣正和、大國暢子、加藤智崇、多久和淑子、原量範、山本樹